

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文  
 ○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 飼料の製造等に関する規制（第三条 第二十五条）</p> <p>第三章 飼料の公定規格及び表示の基準（第二十六条 第三十三条）</p> <p>第四章 登録検定機関（第三十四条 第四十七条）</p> <p>第五章 雑則（第四十八条 第六十六条）</p> <p>第六章 罰則（第六十七条 第七十五条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 飼料の製造等に関する規制</p> <p>第三条（略）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（検定及び表示）</p> <p>第五条 第三条第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 飼料の製造等に関する規制（第二条の二 第二条の八）</p> <p>第三章 飼料の公定規格及び表示の基準（第三条 第九条）</p> <p>第四章 指定検定機関（第十条 第十五条の七）</p> <p>第五章 雑則（第十六条 第二十六条）</p> <p>第六章 罰則（第二十七条 第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 飼料の製造等に関する規制</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>第二条の三（略）</p> <p>（検定及び表示）</p> <p>第二条の四 第二条の二第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼</p>

が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定めるもの（以下「特定飼料等」という。）は、独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」という。）が農林水産省令で定める方法により行う検定を受け、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、これに合格したことを示す特別な表示が付されているものでなければ、販売してはならない。ただし、次に掲げる特定飼料等については、この限りでない。

一 第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者（特定飼料等の製造を業とする者をいう。以下同じ。）が製造した特定飼料等であつて、第十六条第一項の表示が付されているもの

二 第二十一条第一項の登録を受けた外国特定飼料等製造業者（外国において本邦に輸出される特定飼料等の製造を業とする者をいう。以下同じ。）が製造した特定飼料等であつて、同条第二項の表示が付されているもの

2 前項本文の表示の様式及び表示の方法について必要な事項は、農林水産省令で定める。

3 第三条第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。

（合格の表示等）

第六条

料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定めるもの（以下「特定飼料等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」という。）又は農林水産大臣が指定した者が行う検定を受け、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、これに合格したことを示す特別な表示が付されているものでなければ、販売してはならない。

2 前項の表示の様式及び表示の方法について必要な事項は、農林水産省令で定める。

3 第二条の二第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。

（合格の表示の禁止等）

第二条の五 検査所及び前条第一項の農林水産大臣が指定した者以外

の者は、特定飼料等又はその容器若しくは包装に同項の表示又

検査所は、特定飼料等について前条第一項の検定を行い、これが第三条第一項の規定により定められた当該特定飼料等に係る規格に適合しているときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に前条第一項本文の表示を付さなければならない。

2| 何人も、前項、第十六条第一項又は第二十一条第二項に規定する場合のほか、飼料若しくは飼料添加物又はこれらの容器若しくは包装に前条第一項本文、第十六条第一項若しくは第二十一条第二項の表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

3 前条第一項本文、第十六条第一項又は第二十一条第二項の表示の付してある容器又は包装材料は、その表示を除去し、又は抹消した後でなければ、再び飼料又は飼料添加物の容器又は包装材料として用いてはならない。

(特定飼料等製造業者の登録)

第七条 特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2| 前項の登録を受けようとする特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及

はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2| 検査所又は前条第一項の農林水産大臣が指定した者は、特定飼料等について同項の検定を行い、これが第二条の第二項の規定により定められた当該特定飼料等に係る規格に適合している場合でなければ、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に前条第一項の表示を付してはならない。

3 前条第一項の表示の付してある容器又は包装材料は、その表示を除去し、又はまつ消した後でなければ、再び特定飼料等の容器又は包装材料として用いてはならない。

び主たる事務所の所在地)

二 特定飼料等の種類

三 当該特定飼料等を製造する事業場の名称及び所在地

四 当該特定飼料等の製造のための設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「特定飼料等製造設備」という。)(の名称、性能及び数

五 当該特定飼料等の検査のための設備であつて農林水産省令で定めるもの(以下「特定飼料等検査設備」という。)(の名称、性能及び数

六 当該特定飼料等の製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの

3 前項の申請書には、当該特定飼料等の検査を行う方法を定める規程(以下「特定飼料等検査規程」という。)(、事業場の図面その他の農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定により申請をした特定飼料等製造業者は、当該事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに第九条第五号の検査の方法について、農林水産大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第十条第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

(欠格条項)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を

受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十八条又は第二十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

第九条 農林水産大臣は、第七条第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

- 一 特定飼料等製造設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 特定飼料等検査設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 三 製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織が農林水産省令で定める基準に適合していること。
- 四 農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定飼料等の検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

五 特定飼料等検査規程で定める特定飼料等の検査の方法が第五

条第一項の農林水産省令で定める方法に適合していること。

(検査所による調査)

第十条 特定飼料等製造業者は、第七条第一項の登録の申請に係る事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法について、検査所を行う調査を受けることができる。

2| 検査所は、前項の調査をした事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法が、それぞれ前条第一号から第三号までの農林水産省令で定める基準及び第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

(登録の更新)

第十一条 第七条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

2| 第七条第二項から第四項までの規定及び第八条から前条までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(特定飼料等製造業者登録簿)

第十二条 農林水産大臣は、第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者（以下「登録特定飼料等製造業者」という。）について、特定飼料等製造業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 第七条第二項第一号から第三号までに掲げる事項

（変更登録等）

第十三条 登録特定飼料等製造業者は、第七条第二項第四号から第六号までに掲げる事項又は特定飼料等検査規程を変更しようとするときは、農林水産大臣の変更登録を受けなければならない。

2| 前項の変更登録を受けようとする登録特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書その他農林水産省令で定める書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

3| 第七条第四項及び第八条から第十条までの規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第七条第四項中「特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに第九条第五号の検査の方法」とあるのは「変更に係る事項」と、第八条中「前条第一項」とあり、並びに第九条及び第十条第一項中「第七条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と読み替えるものとする。

4| 登録特定飼料等製造業者は、第七条第二項第一号又は第三号に

掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

5| 農林水産大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項を特定飼料等製造業者登録簿に登録するものとする。

(廃止の届出)

第十四条 登録特定飼料等製造業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(登録の失効)

第十五条 登録特定飼料等製造業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(登録特定飼料等製造業者の付する表示)

第十六条 登録特定飼料等製造業者は、当該登録に係る特定飼料等を製造したときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等が登録特定飼料等製造業者が製造をした特定飼料等であることを示す特別な表示を付することができる。

2| 第五条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(改善命令)



第十七条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録特定飼料等製造業者に対し、特定飼料等製造設備若しくは特定飼料等検査設備の修理又は改造、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織の改善、特定飼料等検査規程の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定飼料等製造設備が第九条第一号の農林水産省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

二 特定飼料等検査設備が第九条第二号の農林水産省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

三 製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織が第九条第三号の農林水産省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

四 特定飼料等の検査を第九条第四号の農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者でない者に行わせたとき又はその数が同号の農林水産省令で定める数に満たないとき。

五 第九条第五号の検査の方法が第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合していないと認めるとき。

(登録の取消)

第十八条 農林水産大臣は、登録特定飼料等製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四条、第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項又は第十三条第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二 第八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第七条第一項の登録若しくはその更新又は  
第十三条第一項の変更登録を受けたとき。

(登録の消除)

第十九条 農林水産大臣は、登録特定飼料等製造業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(特定飼料等製造業者登録簿の謄本等)

第二十条 何人も、農林水産大臣に対し、特定飼料等製造業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(外国特定飼料等製造業者の登録等)

第二十一条 外国特定飼料等製造業者は、第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けた外国特定飼料等製造業者(以下「登録外国特定飼料等製造業者」という。)は、当該登録に係る特定飼料等を製造したときは、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、当該特定飼料等が登録外国特定飼料等製造業者が製造をした特定飼料等であることを示す特別な表示を付することができる。

3 第七条第二項から第四項まで、第八条から第十二条まで、第十

五条、第十九条及び前条の規定は第一項の登録に、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条、第十六条第二項並びに第十七条の規定は登録外国特定飼料等製造業者に準用する。この場合において、第六条第二項中「何人も」とあるのは「登録外国特定飼料等製造業者は」と、「飼料若しくは飼料添加物」とあるのは「本邦に輸出される飼料若しくは飼料添加物」と、同条第三項中「飼料又は飼料添加物」とあるのは「本邦に輸出される飼料又は飼料添加物」と、第七条第二項中「前項」とあり、第八条及び第十三条第三項中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十条第一項、第十一条第一項及び第十三条第三項中「第七条第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、第十二条中「第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者（以下「登録特定飼料等製造業者」という。）」とあるのは「登録外国特定飼料等製造業者」と、同条、第十三条第五項及び前条中「特定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「外国特定飼料等製造業者登録簿」と、第十六条第二項中「前項」とあるのは「第二十一条第二項」と、第十七条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(登録外国特定飼料等製造業者の登録の取消し等)

第二十二條 農林水産大臣は、登録外国特定飼料等製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四条、第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項（前条

第三項において準用する場合を含む。）又は前条第三項において準用する第十三条第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二 前条第三項において準用する第八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 前条第三項において読み替えて準用する第十七条の規定による請求に応じなかつたとき。

四 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において登録外国特定飼料等製造業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又は検査所に、登録外国特定飼料等製造業者の事業場、倉庫その他特定飼料等の製造の業務に係る場所において、本邦に輸出される特定飼料等、その原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は特定飼料等若しくはその原料を試験のために必要な最小量に限り、無償で提供するよう要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは回避され、又はその質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 不正の手段により前条第一項の登録若しくはその更新又は前条第三項において準用する第十三条第一項の変更登録を受けたこと。

七 登録外国特定飼料等製造業者が次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前条第三項において準用する第七条第四項（前条第三項において準用する第十一条第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）及び前項第五号の検査並びに前条第三項において準用する第十条第一項（前条第三項において準用する第十一条第二項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）の調査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査又は調査を受ける外国特定飼料等製造業者の負担とする。

（有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止）

第二十三条 農林水産大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者若しくは販売業者に対し、当該飼料若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用に対し、当該飼料の使用を禁止することができる。

一～三（略）

（廃棄等の命令）

第二十四条 製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる飼料又

（有害な物質を含む飼料等の販売の禁止）

第二条の六 農林水産大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の販売を禁止することができる。

一～三（略）

（廃棄等の命令）

第二条の七 製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる飼料又

は飼料添加物を販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合において、当該飼料の使用又は当該飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、農林水産大臣は、当該製造業者又は輸入業者に対し、都道府県知事は、当該販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができ。

一 第四条第二号から第四号までに規定する飼料又は飼料添加物

二 特定飼料等で、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に第五条第一項本文、第十六条第一項又は第二十一条第二項の表示が付されていないもの

三 (略)

2 (略)

(飼料製造管理者)

第二十五条 第三条第一項の規定により製造の方法につき基準が定められた飼料又は飼料添加物で、その製造の過程において同項に規定する見地から特別の注意を必要とするものとして政令で定めるものの製造業者(農林水産省令で定める者を除く。)は、その飼料又は飼料添加物の製造を実地に管理させるため、その事業場

は飼料添加物を販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合において、当該飼料の使用又は当該飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、農林水産大臣は、当該製造業者又は輸入業者に対し、都道府県知事は、当該販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができ。

一 第二条の三第二号から第四号までに規定する飼料又は飼料添加物

二 特定飼料等で、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に第二条の四第一項の表示が付されていないもの

三 (略)

2 (略)

(飼料製造管理者)

第二条の八 第二条の二第一項の規定により製造の方法につき基準が定められた飼料又は飼料添加物で、その製造の過程において同項に規定する見地から特別の注意を必要とするものとして政令で定めるものの製造業者(農林水産省令で定める者を除く。)は、その飼料又は飼料添加物の製造を実地に管理させるため、その事

ことに、飼料又は飼料添加物の製造に関し農林水産省令で定める資格を有する飼料製造管理者を置かなければならない。ただし、当該資格を有する製造業者が自ら飼料製造管理者となつて管理する事業場については、この限りでない。

2・3 (略)

4 第三条第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。

### 第三章 飼料の公定規格及び表示の基準

(公定規格)

第二十六条 (略)

2・5 (略)

6 第三条第二項の規定は公定規格の設定、改正又は廃止について、第二項から前項までの規定は公定規格の改正又は廃止について準用する。

(規格適合表示)

第二十七条 農林水産大臣の登録を受けた者は、農林水産省令で定める検定の方法に従い、公定規格が定められている種類の飼料(以下「規格設定飼料」という。)について公定規格による検定を行ったときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に、公定規格に適合していることを示す特別な表示(以下「規格適合表示」という。)を付することができる。都道府県が、条例で定

業場ごとに、飼料又は飼料添加物の製造に関し農林水産省令で定める資格を有する飼料製造管理者を置かなければならない。ただし、当該資格を有する製造業者が自ら飼料製造管理者となつて管理する事業場については、この限りでない。

2・3 (略)

4 第二条の二第二項の規定は、第一項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。

### 第三章 飼料の公定規格及び表示の基準

(公定規格)

第三条 (略)

2・5 (略)

6 第二条の二第二項の規定は公定規格の設定、改正又は廃止について、第二項から前項までの規定は公定規格の改正又は廃止について準用する。

(規格適合表示)

第四条 検査所又は農林水産大臣が指定した者は、農林水産省令で定める検定の方法に従い、公定規格が定められている種類の飼料(以下「規格設定飼料」という。)について公定規格による検定を行ったときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に、公定規格に適合していることを示す特別な表示(以下「規格適合表示」という。)を付することができる。都道府県が、条例で

めるところにより、その農林水産省令で定める検定の方法に従い、規格設定飼料について公定規格による検定を行ったときも、同様とする。

2| 第五条第二項の規定は、規格適合表示について準用する。

定めるところにより、その農林水産省令で定める検定の方法に従い、規格設定飼料について公定規格による検定を行ったときも、同様とする。

2| 検査所、都道府県又は前項の農林水産大臣が指定した者は、規格設定飼料についての公定規格による検定を円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けて、その検定に関する業務のうち公定規格に適合するかどうかの判定その他の農林水産省令で定める業務以外のものを当該規格設定飼料の製造業者若しくは輸入業者に行わせ、又はその行う判定の結果に基づいて当該製造業者若しくは輸入業者に当該規格設定飼料若しくはその容器若しくは包装に規格適合表示を付させることができる。

3| 第二條の四第二項の規定は、規格適合表示について準用する。

第五条 前条第二項の規定により規格適合表示を付することができる規格設定飼料の製造業者又は輸入業者で農林水産大臣の認定を受けたものは、規格適合表示を能率的に付するため特に必要があるときは、同条第一項の規定による検定前に、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付しておくことができる。

2| 前項の規定により規格適合表示が付された規格設定飼料は、前条第一項の規定による検定が行われた後でなければ、販売してはならない。



3 第一項の規定により規格適合表示を付した規格設定飼料の製造業者又は輸入業者は、規格適合表示が当該規格設定飼料に係る前条第一項の規定による検定の結果と一致しないことが明らかとなつたときは、遅滞なく、その規格適合表示を除去し、又はまつ消ししなければならない。

4 第一項の認定の技術的基準その他認定に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(承認又は認定の取消し等)

第五条の二 農林水産大臣は、第四条第二項の規定に基づき検定の業務の一部(規格適合表示を付することを含む。以下同じ。)を行う規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る同項の承認を取り消すことができる。

一 次条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

二 第七条の規定による命令に違反したとき。

三 第二十条第一項の規定による命令に対し報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二十一条第一項若しくは第二十一条の二第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 農林水産大臣は、前条第一項の認定を受けた規格設定飼料の製

造業者又は輸入業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 前条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

二 前条第四項の技術的基準に適合しなくなつたとき。

三 第七条の規定による命令に違反したとき。

四 第二十条第一項の規定による命令に対し報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第二十一条第一項若しくは第二十一条の二第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

六 不正の手段により前条第一項の認定を受けたとき。

3| 第四条第二項の規定に基づき検定の業務の一部を行う規格設定飼料の製造業者又は輸入業者に係る同項の承認がその効力を失つたときは、当該製造業者又は輸入業者に係る前条第一項の認定は、その効力を失う。

( 規格適合表示の禁止等 )

第六条 検査所、都道府県及び第四条第一項の農林水産大臣が指定した者以外の者は、飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。ただし、規格設定飼料の製造業者若しくは輸入業者が同条第二項若しくは第五条第一項の規定に基づき、又は外国製造業者（外国において本邦

に輸出される規格設定飼料の製造を業とする者をいう。以下同じ。  
）が第七条の二第一項若しくは第二項の規定に基づき当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付する場合には、この限りでない。

2| 検査所、都道府県又は第四条第一項の農林水産大臣が指定した者は、規格設定飼料について同項の検定を行い、これが公定規格に適合している場合でなければ、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付してはならない。

3| 規格適合表示の付してある容器又は包装材料は、その規格適合表示を除去し、又はまつ消した後でなければ、再び飼料の容器又は包装材料として用いてはならない。

（改善命令等）

第七条 農林水産大臣は、規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が第四条第二項の規定に基づき行う検定の業務（規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が同項又は第五条第一項の規定に基づき規格適合表示を付することを含む。）が適当でないときは、当該製造業者又は輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は第四条第二項若しくは第五条第一項の規定に基づき付された規格適合表示の除去若しくはまつ消を命ずることが出来る。

（外国製造業者に係る規格適合表示等）

第七条の二 検査所又は第四条第一項の農林水産大臣が指定した者

は、規格設定飼料についての公定規格による検定を円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けて、その検定に関する業務のうち公定規格に適合するかどうかの判定その他の農林水産省令で定める業務以外のものを当該規格設定飼料に係る外国製造業者に行わせ、又はその行う判定の結果に基づいて当該外国製造業者に当該規格設定飼料若しくはその容器若しくは包装に規格適合表示を付させることができる。

2 前項の規定により規格適合表示を付することができる外国製造業者で農林水産大臣の認定を受けたもの（以下「認定外国製造業者」という。）は、規格適合表示を能率的に付するため特に必要があるときは、第四条第一項の規定による検定前に、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付しておくことができる。

第七条の三 前条第一項の規定に基づき検定の業務の一部を行う外国製造業者は、同項又は同条第二項の規定に基づき当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付する場合を除き、本邦に輸出される飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（準用）

第七条の四 第五条第二項及び第三項の規定は認定外国製造業者に、同条第四項の規定は第七条の二第二項の認定に、第六条第三項

及び第七条の規定は第七条の二第一項の規定に基づき検定の業務の一部を行う外国製造業者に準用する。この場合において、第五条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第七条の二第二項」と、同条第三項中「規格設定飼料の製造業者又は輸入業者は」とあるのは「外国製造業者は、規格設定飼料に付した」と、第六条第三項中「飼料」とあるのは「本邦に輸出される飼料」と、第七条中「規格設定飼料の製造業者又は輸入業者」とあるのは「外国製造業者」と、「第四条第二項」とあるのは「第七条の二第一項」と、「又は第五条第一項」とあるのは「又は同条第二項」と、「当該製造業者又は輸入業者」とあるのは「当該外国製造業者」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「若しくは第五条第一項」とあるのは「若しくは第二項」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(外国製造業者に係る承認又は認定の取消し等)

第七条の五 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第七条の二第二項の規定に基づき検定の業務の一部を行う外国製造業者(以下この項において「承認外国製造業者」という。)に係る同項の承認を取り消すことができる。

「承認外国製造業者が第六条第一項、同条第三項(前条において準用する場合を含む。)(又は第七条の三の規定に違反したとき。

- 二 承認外国製造業者が前条において準用する第七条の規定による請求に応じなかつたとき。
  - 三 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において承認外国製造業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
  - 四 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又は検査所に、承認外国製造業者の事業場、倉庫その他飼料の製造の業務に関係がある場所において、本邦に輸出される飼料、その原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は飼料若しくはその原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で提供するよう要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。
  - 五 承認外国製造業者が第四項の規定による費用の負担をしないとき。
- 2) 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第七条の二第二項の認定を取り消すことができる。
    - 一 認定外国製造業者が前条において準用する第五条第二項又は第三項の規定に違反したとき。
    - 二 認定外国製造業者が前条において準用する第五条第四項の技術的基準に適合しなくなつたとき。

- 三 認定外国製造業者が前条において準用する第七条の規定による請求に応じなかつたとき。
- 四 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において認定外国製造業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又は検査所に、認定外国製造業者の事業場、倉庫その他飼料の製造の業務に関係がある場所において、本邦に輸出される飼料、その原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は飼料若しくはその原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で提供するよう要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。
- 六 認定外国製造業者が不正の手段により第七条の二第二項の認定を受けたとき。
- 七 認定外国製造業者が第四項の規定による費用の負担をしないとき。
- 三 第七条の二第二項の規定に基づき検定の業務の一部を行う外国製造業者に係る同項の承認がその効力を失つたときは、当該外国製造業者に係る同条第二項の認定は、その効力を失う。
- 四 第一項第四号及び第二項第五号の検査に要する費用（政令で定

(規格適合表示の禁止等)

第二十八条 都道府県及び前条第一項の登録を受けた者以外の者は、飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。ただし、規格設定飼料製造業者(規格設定飼料の製造を業とする者をいう。以下同じ。)が次条第二項の規定に基づき、又は外国規格設定飼料製造業者(外国において本邦に輸出される規格設定飼料の製造を業とする者をいう。以下同じ。)が第三十条第二項の規定に基づき当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付する場合は、この限りでない。

2| 都道府県又は前条第一項の登録を受けた者は、規格設定飼料について同項の検定を行い、これが公定規格に適合している場合でなければ、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付してはならない。

3| 規格適合表示の付してある容器又は包装材料は、その規格適合表示を除去し、又は抹消した後でなければ、再び飼料の容器又は包装材料として用いてはならない。

(規格設定飼料製造業者の登録等)

第二十九条 規格設定飼料製造業者は、規格設定飼料の種類に従い

めるものに限る。( )は、当該検査を受ける外国製造業者の負担とする。



その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2) 前項の登録を受けた規格設定飼料製造業者（以下「登録規格設定飼料製造業者」という。）は、当該登録に係る規格設定飼料を製造したときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付することができる。

3) 第七条第二項から第四項まで、第八条から第十二条まで、第十五条、第十九条及び第二十条の規定は第一項の登録に、第十三条、第十四条、第十七条及び第十八条の規定は登録規格設定飼料製造業者に準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあり、第八条及び第十三条第三項中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条第三項及び第十八条第四号中「第七条第一項」とあるのは、「第二十九条第一項」と、第七条第二項第二号及び同項第四号から第六号まで並びに同条第三項、第九条第四号及び第五号並びに第十七条第四号中「特定飼料等の」とあるのは、「規格設定飼料の」と、第七条第二項第三号中「特定飼料等」とあるのは、「規格設定飼料」と、同項第四号及び同条第四項、第九条第一号、第十条、第十三条第三項並びに第十七条中「特定飼料等製造設備」とあるのは、「規格設定飼料製造設備」と、第七条第二項第五号及び同条第四項、第九条第二号、第十条、第十三条第三項並びに第十七条中「特定飼料等検査設備」とあるのは、「規格設定飼料検査設備」と、第七条第三項、第九条第五号、第十三条第一項及び第十七条中「特定飼料

等検査規程」とあるのは「規格設定飼料検査規程」と、第八条第一号中「第十八条又は第二十二條第一項」とあるのは「第二十九條第三項において準用する第十八條又は第三十條第三項において準用する第二十二條第一項」と、第九条第五号、第十条第二項及び第十七條第五号中「第五條第一項」とあるのは「第二十七條第一項」と、第十二條中「第七條第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者（以下「登録特定飼料等製造業者」という。）」とあるのは「登録規格設定飼料製造業者」と、同條、第十三條第五項及び第二十條中「特定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「規格設定飼料製造業者登録簿」と、第十八條第一号中「第五條第一項、第六條第二項若しくは第三項」とあるのは「第二十八條第一項若しくは第三項」と読み替えるものとする。

（外国規格設定飼料製造業者の登録等）

第三十條 外国規格設定飼料製造業者は、規格設定飼料の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2| 前項の登録を受けた外国規格設定飼料製造業者（以下「登録外国規格設定飼料製造業者」という。）は、当該登録に係る規格設定飼料を製造したときは、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付することができ。

3| 第七條第二項から第四項まで、第八條から第十二條まで、第十五條、第十九條及び第二十條の規定は第一項の登録に、第十三條

、第十四条、第十七条、第二十二条並びに第二十八条第一項及び第三項の規定は登録外国規格設定飼料製造業者に準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあり、第八条、第十三条第三項及び第二十二條第一項第六号中「前条第一項」とあり、並びに第九条、第十条第一項、第十一条第一項及び第十三条第三項中「第七条第一項」とあるのは、「第三十条第一項」と、第七条第二項第二号及び同項第四号から第六号まで並びに同条第三項、第九条第四号及び第五号、第十七条第四号並びに第二十二條第一項第五号中「特定飼料等の」とあるのは、「規格設定飼料の」と、第七条第二項第三号中「特定飼料等」とあるのは、「規格設定飼料」と、「と、同項第四号及び同条第四項、第九条第一号、第十条、第十三条第三項並びに第十七条中「特定飼料等製造設備」とあるのは、「規格設定飼料等製造設備」とあるのは、「規格設定飼料製造設備」と、第七条第二項第五号及び同条第四項、第九條第一号、第十條、第十三條第三項、第十三條第三項並びに第十七條中「特定飼料等検査設備」とあるのは、「規格設定飼料検査設備」と、第七条第三項、第九條第五号、第十三條第一項及び第十七條中「特定飼料等検査規程」とあるのは、「規格設定飼料検査規程」と、第八条第二号中「第十八條又は第二十二條第一項」とあるのは、「第二十九條第三項において準用する第十八條又は第三十條第三項において準用する第二十二條第一項」と、第九條第五号、第十條第二項及び第十七條第五号中「第五條第一項」とあるのは、「第二十七條第一項」と、第十二條中「第七條第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者（以下「登録特定飼料等製造業者」という。）

「とあるのは「登録外国規格設定飼料製造業者」と、同条、第十三条第五項及び第二十条中、「特定飼料等製造業者登録簿」とあるのは「外国規格設定飼料製造業者登録簿」と、第十七条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十一条第一項第一号中「第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）又は前条第三項において準用する第十三条第一項若しくは第四項」とあるのは「第十三条第一項若しくは第四項又は第二十八条第一項若しくは第三項（第三十条第三項において準用する場合を含む。）」と、同項第二号、第三号及び第六号並びに同条第二項中「前条第三項」とあるのは「第三十条第三項」と、同条第一項第五号中「特定飼料等」とあるのは「規格設定飼料」と、「又は特定飼料等」とあるのは「又は規格設定飼料」と、第二十八条第一項中「都道府県及び前条第一項の登録を受けた者以外の者は、飼料」とあるのは「登録外国規格設定飼料製造業者は、本邦に輸出される飼料」と、同条第三項中「飼料」とあるのは「本邦に輸出される飼料」と読み替えるものとする。

（規格適合表示の付してある飼料の輸入）

第三十一条 輸入業者は、規格適合表示又はこれと紛らわしい表示の付してある飼料（その容器又は包装に当該表示の付してある場合における当該飼料を含む。）でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が登録外国規格設定飼料製造業者

（規格適合表示の付してある飼料の輸入）

第七条の六 輸入業者は、規格適合表示又はこれと紛らわしい表示の付してある飼料（その容器又は包装に当該表示の付してある場合における当該飼料を含む。）でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が第七条の二第一項又は第二項の

によりその登録に係る規格設定飼料に付されたものである場合には、この限りでない。

(表示の基準)

第三十二条 (略)

2 第三条第二項並びに第二十六条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十三条 (略)

#### 第四章 登録検定機関

(登録)

第三十四条 第二十七条第一項の登録は、同項前段の規定による検定(以下この章において単に「検定」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十七条第一項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

規定に基づき規格適合表示を付することのできる外国製造業者により同条第一項の承認又は同条第二項の認定に係る規格設定飼料に付されたものである場合には、この限りでない。

(表示の基準)

第八条 (略)

2 第二条の二第二項並びに第三条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

第九条 (略)

#### 第四章 指定検定機関

(指定)

第十条 第二条の四第一項又は第四条第一項の指定は、第二条の四第一項又は第四条第一項又は第四条第一項前段の規定による検定をいう。以下同じ。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十一条 次の各号の「」に該当する者は、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十五条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第三十六条 農林水産大臣は、第三十四条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。

一 分割機、粉碎機、天びん、体積計、抽出装置、電気炉及び分光光度計を用いて検定を行うものであること。

二 次のいずれかに該当する者が検定を実施し、その人数が検定を行う事業所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後一年以上分析検査の実務に従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又はこれらに相当する外国の学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後三年以上分析検査の実務に従事し

二 第十五条の六の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうち前一号に該当する者がある者

(指定の基準)

第十二条 農林水産大臣は、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。

二 農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検定を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

た経験を有するもの

ハ 五年以上分析検査の実務に従事した経験を有する者

三 登録申請者が、規格設定飼料製造業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、規格設定飼料製造業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める規格設定飼料製造業者の役員又は職員（過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていないこと。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、規格設定飼料製造業者の役員又は職員（過去二年間に当該規格設定飼料製造業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検定の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて検定が不公正になるおそれがないものであること。

五 検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る検定の適確かつ円滑

2| 第二十七条第一項の登録は、検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 登録を受けた者が検定を行う事業所の所在地

（登録の更新）

第三十七条 第二十七条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2| 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（検定の義務）

第三十八条 第二十七条第一項の登録を受けた者（以下「登録検定機関」という。）は、検定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定を行わなければならない。

2| 登録検定機関は、公正に、かつ、第二十七条第一項の農林水産省令で定める検定の方法により検定を行わなければならない。

な実施を阻害することとならないう。

（検定の義務）

第十三条 第二条の四第一項又は第四条第一項の指定を受けた者（以下「指定検定機関」という。）は、検定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定を行わなければならない。

2| 指定検定機関は、検定を行うときは、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を用い、かつ、同条第二号に規定する者に検定を実施させなければならない。



(事業所の変更の届出)

第三十九条 登録検定機関は、検定を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、農林水産大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第四十条 登録検定機関は、検定の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、検定の業務の開始前に、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、検定の実施方法、検定に関する料金その他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。

(検定施設の変更等)

第十四条 指定検定機関は、検定を行う検定施設を新たに設置し、廃止し、又はその所在地を変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は変更しようとする日の二週間前までに、農林水産大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第十五条 指定検定機関は、検定の業務の開始前に、農林水産省令で定める事項を内容とする業務規程を定め、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出に係る業務規程が検定の業務の公正な実施を図るため適当でないとき、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休止等)

第十五条の二 指定検定機関は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
- 二 役員を選任し、又は解任したとき。

(事業報告書等)

第十五条の三 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、そ

（業務の休廃止）

第四十一条 登録検定機関は、検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十二条 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十四条において「財務諸表等」という。）を作成し、五

の事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

（役員及び職員 の地位）

第十五条の四 検定の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

年間事業所に備えて置かなければならない。

2) 規格設定飼料製造業者その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて農林水産省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第四十三条 農林水産大臣は、登録検定機関が第三十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十四条 農林水産大臣は、登録検定機関が第三十八条の規定に

(適合命令)

第十五条の五 農林水産大臣は、指定検定機関が第十二条第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

違反していると認めるときは、その登録検定機関に対し、検定を行つべきこと又は検定の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四十五条 農林水産大臣は、登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第四十二条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十七条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第四十六条 登録検定機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定に關し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(農林水産大臣による検定業務の実施)

(指定の取消し等)

第十五条の六 農林水産大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第十一条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第十五条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第二条の四第一項又は第四条第一項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第十五条の七 指定検定機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定に關し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第四十七条 農林水産大臣は、第二十七条第一項の登録を受ける者がいないとき、第四十一条の規定による検定の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十五条の規定により第二十七条第一項の登録を取り消し、又は登録検定機関に対し検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録検定機関が天災その他の事由により検定の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該検定の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2| 農林水産大臣が前項の規定により検定の業務の全部又は一部を自ら行う場合における検定の業務の引継ぎその他の必要な事項については、農林水産省令で定める。

#### 第五章 雑則

##### (虚偽の宣伝の禁止)

第四十八条 第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、輸入し、又は販売する当該飼料又は飼料添加物の成分又は効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

##### 第四十九条 (略)

##### (製造業者等の届出)

第五十条 第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼

#### 第五章 雑則

##### (虚偽の宣伝の禁止)

第十六条 第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、輸入し、又は販売する当該飼料又は飼料添加物の成分又は効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

##### 第十七条 (略)

##### (製造業者等の届出)

第十八条 第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められ

料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、政令で定めるところにより、その事業を開始する二週間前までに、農林水産大臣に次に掲げる事項を届け出なければならぬ。

一〜四（略）

2 第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の販売業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その事業を開始する二週間前までに、都道府県知事に前項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を届け出なければならぬ。

3 新たに第三条第一項の規定により基準又は規格が定められたため前二項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となつた者は、その基準又は規格が定められた日から一月以内に、政令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつては第一項各号に掲げる事項を農林水産大臣に、販売業者にあつては前項に規定する事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

4（略）

（飼料等の輸入の届出）

第五十一条 外国における生産地の事情その他の事情からみて次に掲げる飼料又は飼料添加物に該当するおそれがあるものとして農林水産大臣が指定するものを輸入しようとする者は、あらかじめ農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

た飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、政令で定めるところにより、その事業を開始する二週間前までに、農林水産大臣に次に掲げる事項を届け出なければならぬ。

一〜四（略）

2 第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の販売業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その事業を開始する二週間前までに、都道府県知事に前項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を届け出なければならぬ。

3 新たに第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められたため前二項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となつた者は、その基準又は規格が定められた日から一月以内に、政令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつては第一項各号に掲げる事項を農林水産大臣に、販売業者にあつては前項に規定する事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

4（略）

<p>「 第三条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により製造された飼料又は飼料添加物</p> <p>二 第三条第一項の規定により定められた規格に合わない飼料又は飼料添加物</p> <p>三 第二十三条第一号から第三号までに掲げる飼料又は飼料添加物</p> <p>2  第三条第二項の規定は、前項の指定について準用する。</p>	
<p>(帳簿の備付け)</p> <p>第五十二条 第三条第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者は、当該飼料又は飼料添加物を製造し、又は輸入したときは、遅滞なく、その名称、数量その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十九条 第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者は、当該飼料又は飼料添加物を製造し、又は輸入したときは、遅滞なく、その名称、数量その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(検査所の検定の義務)</p> <p>第五十三条 第三十八条の規定は、検査所が行う第五条第一項の検定について準用する。</p>	<p>(検査所の検定の義務)</p> <p>第十九条の二 第十三条の規定は、検査所が行う検定について準用する。</p>
<p>(公示)</p> <p>第五十四条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。</p>	<p>(公示)</p> <p>第十九条の三 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。</p>

- 一 第二条第三項又は第五十一条第一項の指定をしたとき。
- 二 第七条第一項、第二十一条第一項、第二十七条第一項、第二十九条第一項又は第三十条第一項の登録をしたとき。
- 三 第十三条第四項（第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第十四条（第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条又は第四十一条の規定による届出があつたとき。
- 四 第十八条（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十二条第一項（第三十条第三項において準用する場合を含む。）、の規定により登録を取り消したとき。
- 五 第二十三条の規定による禁止をしたとき。
- 六 公定規格又は第三十二条第一項の表示の基準となるべき事項の設定、改正又は廃止をしたとき。
- 七 第四十五条の規定により第二十七条第一項の登録を取り消し、又は同項前段の検定の業務の停止を命じたとき。
- 八 第四十七条第一項の規定により農林水産大臣が第二十七条第

一 第二条第三項、第二条の四第一項又は第四条第一項の指定をしたとき。

- 二 第二条の六の規定による禁止をしたとき。
- 三 第七条の二第一項の承認又は同条第二項の認定をしたとき。
- 四 第七条の五第一項の規定により承認を取り消し、又は同条第二項の規定により認定を取り消したとき。
- 五 公定規格又は第八条第一項の表示の基準となるべき事項の設定、改正又は廃止をしたとき。
- 六 第十四条又は第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）、の規定による届出があつたとき。
- 七 第十五条の六の規定により指定を取り消し、又は検定の業務の停止を命じたとき。



「項前段の検定の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた同項前段の検定の業務の全部若しくは一部を行わなうこととするとき。」

(報告の徴取)

第五十五条 (略)

2 農林水産大臣は、第二十四条第二項及び第三十三条の規定の施行に必要な限度において、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、販売業者から、その業務に関し必要な報告を徴することができる。

3 (略)

4 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録検定機関から、その業務又は経理の状況に関し必要な報告を徴することができる。

(立入検査等)

第五十六条 (略)

2 農林水産大臣は、第二十四条第二項及び第三十三条の規定の施行に必要な限度において、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他飼料又は飼料添加物の販売の業務に関する場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物、これらの原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、

(報告の徴取)

第二十条 (略)

2 農林水産大臣は、第二条の七第二項及び第九条の規定の施行に必要な限度において、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、販売業者から、その業務に関し必要な報告を徴することができる。

3 (略)

4 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関から、その業務又は経理の状況に関し必要な報告を徴することができる。

(立入検査等)

第二十一条 (略)

2 農林水産大臣は、第二条の七第二項及び第九条の規定の施行に必要な限度において、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他飼料又は飼料添加物の販売の業務に関する場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物、これらの原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、

せ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

3 (略)

4 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検定機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5～7 (略)

第五十七条 (略)

(検査所に対する命令)

第五十八条 農林水産大臣は、第五条第一項の検定、第十条第一項(第十一条第二項)第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。(第十三条第三項(第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)、第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。)の調査及び前条第一項の規定による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、検査所に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(厚生労働大臣との関係)

又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

3 (略)

4 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5～7 (略)

第二十一条の二 (略)

(検査所に対する命令)

第二十一条の三 農林水産大臣は、検定及び前条第一項の規定による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、検査所に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(厚生労働大臣との関係)

第五十九条 農林水産大臣は、第二条第三項の指定、第三条第一項第二十二條

の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止又は第二十三條の規定による禁止をしようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

2| 農林水産大臣は、第二十四條の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を求めることができる。

3| 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、第二条第三項の指定、第三条第一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止、第二十三條の規定による禁止若しくは第二十四條の規定による命令に関する意見を述べ、又は当該禁止若しくは当該命令をすべきことを要請することができる。

4| 農林水産大臣及び厚生労働大臣は、前三項の規定の円滑な実施を図るため、相互に情報又は資料を提供するものとする。

(手数料)

第六十条 第五条第一項の検定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を検査所に納付しなければならない。

第二十二條

農林水産大臣は、第二条第三項の指定、第二条の二第一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止、第二条の六の規定による禁止又は第二条の七の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を求めることができる。

2| 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、第二条第三項の指定、第二条の二第一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止、第二条の六の規定による禁止若しくは第二条の七の規定による命令に関する意見を述べ、又は当該禁止若しくは当該命令をすべきことを要請することができる。

3| 農林水産大臣及び厚生労働大臣は、前二項の規定の円滑な実施を図るため、相互に情報又は資料を提供するものとする。

(手数料)

第二十三條 検定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を検査所(指定検定機関)の検定を受けようとする場合にあっては、当該指定検定機関( )に納付しなければならない。

2| 第七条第一項、第二十一条第一項、第二十七条第一項、第二十九  
九条第一項若しくは第三十条第一項の登録若しくはその更新又は  
第十三条第一項（第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三  
十条第三項において準用する場合を含む。）の変更登録を受けよ  
うとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付し  
なければならぬ。

3| 第十条第一項（第十一条第二項）第二十一条第三項、第二十九  
条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を含む。）  
第十三条第三項（第二十一条第三項、第二十九条第三項及び第三  
十条第三項において準用する場合を含む。）  
第二十一条第三項  
、第二十九条第三項及び第三十条第三項において準用する場合を  
含む。）の調査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定  
める額の手数料を検査所に納付しなければならない。

4| 特定飼料等製造業者登録簿、外国特定飼料等製造業者登録簿、  
規格設定飼料製造業者登録簿、外国規格設定飼料製造業者登録簿  
又は検定機関登録簿（次項において「特定飼料等製造業者登録簿  
等」という。）の謄本の交付を請求しようとする者は、実費を勘  
案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5| 特定飼料等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者は、  
実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない  
。

6| 第一項及び第三項の手数料は、検査所の収入とする。

2| 前項の手数料は、検査所（指定検定機関に納付されたものは、  
当該指定検定機関）の収入とする。

<p>(聴聞の方法の特例)</p> <p>第六十一条 第十八条(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項(第三十條第三項において準用する場合を含む。)(又は第四十五條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(聴聞の方法の特例)</p> <p>第二十四条 第五條の二第一項若しくは第二項の規定による処分、第七條の五第一項若しくは第二項の規定による処分又は第十五條の六の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(検査所がした処分に係る審査請求)</p> <p>第六十二條 検査所がした第五條第一項の検定の業務に係る処分不服がある者は、農林水産大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。</p>	<p>(検査所又は指定検定機関がした処分に係る審査請求)</p> <p>第二十四條の二 検査所又は指定検定機関がした検定の業務に係る処分不服がある者は、農林水産大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。</p>
<p>第六十三條 (略)</p>	<p>第二十四條の三 (略)</p>
<p>第六十四條 (略)</p>	<p>第二十四條の四 (略)</p>
<p>第六十五條 (略)</p>	<p>第二十五條 (略)</p>
<p>第六十六條 (略)</p>	<p>第二十六條 (略)</p>
<p>第六章 罰則</p>	<p>第六章 罰則</p>

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条の規定に違反した者
- 二 第二十三条の規定による禁止に違反した者
- 三 第二十四条の規定による命令に違反した者

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条第一項の規定に違反した者
- 二 第六条第二項又は第三項の規定に違反した者
- 三 第二十五条第一項の規定に違反した者
- 四 第二十八条第一項又は第三項の規定に違反した者
- 五 第三十一条の規定に違反した者
- 六 第四十八条の規定に違反した者
- 七 第四十九条の規定に違反した者

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二条の三の規定に違反した者
- 二 第二条の六の規定による禁止に違反した者

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二条の四第一項の規定に違反した者
- 二 第二条の五第一項又は第三項の規定に違反した者
- 三 第二条の七の規定による命令に違反した者
- 四 第二条の八第一項の規定に違反した者
- 五 第五条第二項又は第三項の規定に違反した者
- 六 第六条第一項又は第三項の規定に違反した者
- 七 本邦において第七条の四において準用する第五条第二項又は第三項の規定に違反した認定外国製造業者
- 八 第七条の六の規定に違反した者
- 九 第十六条の規定に違反した者
- 十 第十七条の規定に違反した者

第二十八条の二 第二条の五第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした検査所の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第二項の規定に違反したとき。

二 第四十五条の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)( )の規定に違反して第七条第二項第四号から第六号まで(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)( )に掲げる事項又は特定飼料等検査規程若しくは規格設定飼料検査規程を変更した者

二 第十三条第四項(第二十九条第三項において準用する場合を

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二条の五第二項の規定に違反したとき。

二 第四条第二項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受け、製造業者又は輸入業者に検定に関する業務を行わせ、又は規格適合表示を付させたとき。

三 第六条第二項の規定に違反したとき。

四 第七条の二第一項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受け、外国製造業者に検定に関する業務を行わせ、又は規格適合表示を付させたとき。

五 第十五条の六の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

含む。)、第十四条(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)、第五十条又は第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五十五条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第五十六条第一項から第三項まで若しくは第五十七条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第四十六条の規定に違反して、同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第五十五条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十六条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二 第二十条第一項から第三項までの規定による命令に対し報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十一条第一項から第三項まで若しくは第二十一条の第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七の規定に違反して、同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十条第四項の規定による命令に対し報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十一条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。



第七十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十七条第一号（飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合を除く。）（第二号）飼料の使用に係る場合を除く。）又は

第三号 一億円以下の罰金刑

二 第六十七条第一号（飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合に限る。）（若しくは第二号）飼料の使用に係る場合に限る。

（）、第六十八条又は第七十条 各本条の罰金刑

第七十三条 第五十八条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした検査所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第七十四条 第四十二条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ場合には、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第二十七条、第二十八条又は第三十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十二条 第二十一条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした検査所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過

料に処する。

一 第二十五条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十二条第一項若しくは第二項の規定による記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定による保存をしなかつた者

料に処する。

一 第二条の八第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条第一項若しくは第二項の規定による記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定による保存をしなかつた者

改正案	現行
<p>附則 （固定資産税等の課税標準の特例） 第十五条（略） 2）50（略）</p> <p>51 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十条第一項の規定による届出をした飼料の製造業者が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得した飼料の製造の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。</p> <p>52・53（略）</p>	<p>附則 （固定資産税等の課税標準の特例） 第十五条（略） 2）50（略）</p> <p>51 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）<u>第十八条</u>第一項の規定による届出をした飼料の製造業者が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得した飼料の製造の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。</p> <p>52・53（略）</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 検査所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導を行うこと。</p> <p>四 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査を行うこと。</p> <p>五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 検査所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）<u>第五十七条第一項の規定による立入検査、質問及び収去</u></p> <p>三（略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 検査所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導を行うこと。</p> <p>四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 検査所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）<u>第二十一条の二第一項の規定による立入検査、質問及び収去</u></p> <p>三（略）</p>

改正案	現行
<p>（飼料安全法の特例）</p> <p>第二十二條 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。）第五十條第一項又は第二項の届出をしなければならないものが、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて飼料安全法第三條第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料の製造又は販売を行おうとする場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第五十條第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。</p> <p>2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、飼料安全法第五十條第一項又は第二項の届出をしているもの（前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。）が、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて再生利用事業を行うに当たり飼料安全法第五十條第四項の規定による届出をしなければならない場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第五十條第四項の届出があつたものとみなす。</p>	<p>（飼料安全法の特例）</p> <p>第二十二條 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。）第十八條第一項又は第二項の届出をしなければならないものが、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて飼料安全法第二條の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料の製造又は販売を行おうとする場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。</p> <p>2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出をしているもの（前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。）が、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて再生利用事業を行うに当たり飼料安全法第十八條第四項の規定による届出をしなければならない場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第十八條第四項の届出があつたものとみなす。</p>

<p>3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行っていない場合（次項に規定する場合を除く。）において、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。</p> <p>4 登録再生利用事業者又は認定事業者が第一項に規定する飼料の製造又は販売を行っている場合において、飼料安全法第五十条第四項の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第四項の届出があつたものとみなす。</p>	<p>3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行っていない場合（次項に規定する場合を除く。）において、飼料安全法第十八条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第十八条第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。</p> <p>4 登録再生利用事業者又は認定事業者が第一項に規定する飼料の製造又は販売を行っている場合において、飼料安全法第十八条第四項の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第十八条第四項の届出があつたものとみなす。</p>
--	--

改正案	現行
<p>（委員会の意見の聴取）</p> <p>第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定により飼料添加物を指定しようとするとき、同法第三条第一項の規定により基準若しくは規格を設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき、又は同法第二十三條の規定による製造、輸入、販売若しくは使用の禁止をしようとするとき。</p> <p>六～十三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（委員会の意見の聴取）</p> <p>第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定により飼料添加物を指定しようとするとき、同法第二条の二第一項の規定により基準若しくは規格を設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき、又は同法第二条の六の規定による販売の禁止をしようとするとき。</p> <p>六～十三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>